

〔1〕 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）の再免許の申請の期間は、免許の有効期間満了前いつからいつまでか。次のうちから選べ。

1. 6か月以上1年を超えない期間
2. 3か月以上6か月を超えない期間
3. 2か月以上6か月を超えない期間
4. 1か月以上6か月を超えない期間

〔2〕 アマチュア局の免許人が、総務省令で定める場合を除き、あらかじめ総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の許可を受けなければならない場合は、次のどれか。

1. 無線設備の変更の工事をしようとするとき。
2. 無線局の運用を休止しようとするとき。
3. 免許状の訂正を受けようとするとき。
4. 無線局を廃止しようとするとき。

〔3〕 単一チャンネルのアナログ信号で周波数変調した電話の電波の型式を表示する記号は、次のどれか。

1. J3E
2. A3E
3. F3E
4. F3F

〔4〕 第四級アマチュア無線技士が操作を行うことができる無線設備は、どの周波数の電波を使用するものか。次のうちから選べ。

1. 21メガヘルツ以下
2. 21メガヘルツ以上又は8メガヘルツ以下
3. 8メガヘルツ以上
4. 8メガヘルツ以上21メガヘルツ以下

〔5〕 無線局の免許を取り消されることがあるのは、次のどのときか。

1. 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
2. 免許状に記載された目的の範囲を超えて運用したとき。
3. 免許人が1年以上の期間日本を離れたとき。
4. 免許人が免許人以外の者のために無線局を運用させたとき。

〔6〕 アマチュア局の免許人が行った通信のうち総務大臣に報告しなければならないと電波法で規定されているものは、次のどれか。

1. 宇宙無線通信
2. 非常通信
3. 無線設備の試験又は調整をするための通信
4. 国際通信

〔7〕 アマチュア局は、他人の依頼による通報（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通報及び人工衛星に開設するアマチュア局の送信する通報を除く。）を送信することができるかどうか、次のうちから選べ。

1. やむを得ないと判断したものはできる。
2. 内容が簡単であればできる。
3. できる。
4. できない。

〔8〕 アマチュア局は、自局の発射する電波がテレビジョン放送又はラジオ放送の受信等に支障を与えるときは、非常の場合の無線通信等を行う場合を除き、どのようにしなければならないか。次のうちから選べ。

1. 注意しながら電波を発射する。
2. 速やかに当該周波数による電波の発射を中止する。
3. 障害の状況を把握し、適切な措置をしてから電波を発射する。
4. 空中線電力を小さくする。

〔9〕 非常の場合の無線通信において、無線電話により連絡を設定するための応答は、次のどれによって行うことになっているか。

1. 応答事項の次に「非常」3回を送信する。
2. 応答事項の次に「非常」1回を送信する。
3. 応答事項に「非常」3回を前置する。
4. 応答事項に「非常」1回を前置する。

〔10〕 アマチュア局が無線機器の試験又は調整のため電波を発射する場合、「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出符号の送信は、必要があるときを除き、何秒間を超えてはならないか。次のうちから選べ。

1. 5 秒間
2. 10 秒間
3. 20 秒間
4. 30 秒間

〔11〕 アマチュア局の無線電話通信における応答事項は、次のどれか。

- | | |
|-----------------|------|
| 1. (1) 相手局の呼出符号 | 3回以下 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 自局の呼出符号 | 3回 |
| 2. (1) 相手局の呼出符号 | 3回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 自局の呼出符号 | 3回 |
| 3. (1) 相手局の呼出符号 | 2回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 自局の呼出符号 | 2回 |
| 4. (1) 相手局の呼出符号 | 3回以下 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 自局の呼出符号 | 1回 |

〔12〕 移動するアマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）の免許状は、どこに備え付けておかなければならないか。次のうちから選べ。

1. 無線設備の常置場所
2. 受信装置のある場所
3. 免許人の住所
4. 送信空中線の設置場